

議案第100号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年小松島市条例第30号）の規定により、別紙のとおり徳島市との間において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

徳島市（以下「甲」という。）と小松島市（以下「乙」という。）は、平成23年3月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定別表第1に次のように加える。

### ウ 環境衛生

公共施設の広域利用	取組の内容	圏域内（乙）の火葬場整備推進により、広域利用を促進し、住民の快適で衛生的な生活環境の確保を図る。
	甲の役割	乙の実施する火葬場整備及び広域利用を円滑に促進するため、連携市町村の調整を図るとともに、甲の区域内的の住民に対して広域利用について周知する。
	乙の役割	火葬場の整備推進を図り、連携市町村の住民の利用負担の軽減を図ることで広域利用に供するとともに、広域利用について周知する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。